

武豊町建設工事総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象となる工事は、次の各号に該当する工事とする。

(1) 設計金額2,500万円以上の一般競争入札の案件の中で、武豊町建設工事等入札審査会規程（平成20年4月1日訓令第3号）第2条に規定する武豊町建設工事等入札審査会（以下「審査会」という。）が必要と認めた案件で、入札者の施工能力、配置予定技術者の能力、地域性等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が総合評価落札方式に基づき執行することが妥当と認めた工事

(学識経験者の意見聴取)

第3条 町長は、当該入札に係る申込みのうち、価格及びその他の条件が町にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項に定める学識経験者の意見聴取は、愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）において行うことができるものとする。

3 当該意見聴取の際に、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見を述べられたときは、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学

識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準)

第4条 落札者決定基準には、評価項目、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定める。

2 評価項目は、企業の施工能力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び地域性等に関する事項で構成する。

3 落札者決定基準の評価項目及び算定基準は、工事内容等の難易度や重要度に応じて、その都度決定するものとする。

4 落札者決定基準は、委員会において意見聴取した後、審査会が決定するものとする。

(入札公告等)

第5条 町長は、総合評価落札方式で工事を施工しようとするときは、次の各号に掲げる事項について公告又は通知をするものとする。

(1)総合評価落札方式で入札を執行すること。

(2)当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準

2 入札参加希望者は、技術資料(別記様式)を町長が指定する日までに提出しなければならない。

(落札者決定の方法)

第6条 町長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす入札者のうち、第4条で定めた落札者決定基準により総合評価を行い、審査会を経て評価値の最も高いものを落札者と決定する。ただし、第3条第3項に該当する場合は、総合評価を行った後に、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(1)入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、失格基準価格を下回っていないこと。

(2)入札公告等において定めた入札参加資格等を全て満たしていること。

2 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者の当該入札による価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めたときは、その者を落札者とせず、入札をした他の者のうち評

価値の最も高い者を落札者とすることができる。

3 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(総合評価結果の公表)

第7条 町長は、落札者決定後、速やかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等（町ホームページ又は入札情報サービス）により公表するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。